

強者の戦略

東大日本史のみかた 51 [解答編]

こんにちは。日本史の岡上です。さて、今回は元禄時代の政治と社会を問う出題でした。

近世における鉄砲の扱い、また「生類憐みの令」の具体的な事例を考えさせる問題でした。用語の理解でとどまらず、歴史の実際をみせる東大らしい出題であったと思います。

それでは解説を始めていきましょう。

<近世における鉄砲の扱い>

設問 A

(3)で江戸幕府は、条件をつけて鉄砲の所持と使用を認めている。どのような用途を想定して鉄砲の所持や使用を認めたと考えられるか。(1)で没収された理由と対比して、3行以内で述べよ。

問われているのは、資料文(3)において、江戸幕府がどのような用途を想定して鉄砲の所持や使用を認めたと考えられるか。条件として、資料文(1)の豊臣時代で鉄砲が没収された理由と対比することが求められています。

まずは資料文を確認していきましょう。

(1) 1588年、豊臣秀吉は諸国の百姓から刀・鉄砲など武具の類を没収し、百姓は農具さえ持って耕作に専念すれば子孫まで末長く繁栄すると述べた。

資料文(1)は1588年の「刀狩令」について説明がされています。これは受験生であれば読まずとも知っているという内容だとは思いますが、刀狩令の目的をまとめておくのであれば、

- ・武具の所持と農具の所持を分ける
→ **武士・百姓の身分の分離 (兵農分離)**
- ・百姓による一揆の防止

あたりになるかと思えます。

(3) 1687年、江戸幕府は全国の村々で、条件をつけて鉄砲の所持や使用を認め、それ以外の鉄砲をすべて領主や代官に取りあげさせた。1689年、諸藩の役人を呼んで、作毛を荒らされるか、人間や家畜の命にかかわるような場合には鉄砲を使ってよい、と補足説明した。

資料文(3)では1687年の江戸幕府の命令について説明がされています。ここでは、

- ・全国の村々で条件をつけて鉄砲の所持や使用を認めた
- ・条件に当てはまらない鉄砲は領主や代官が取り上げた

とあり、その上で1689年には、

- ・作毛を荒らされるか、人間や家畜の命にかかわるような場合には鉄砲を使ってよい

という補足説明がなされたとあります。

つまり、「条件」＝「作毛を荒らされるか、人間や家畜の命にかかわるような場合」に当てはまれば、鉄砲の所持や使用が認められた、となります。では、何が作毛(＝田畑で生産している農作物)を荒らし、人間や家畜の命を脅かしていたのでしょうか。

これは現代でも問題になっていますが、イノシシやシカといった野生獣と考えるのがよいでしょう。

17世紀が新田開発が盛んにおこなわれた時期であることを考慮すれば、この時期に人間の居住域が広がり、野生獣の生息域と近接する事態が多く発生したことは容易に想像がつくと思います。その中で、野生獣が田畑を荒らしたり、また人間や家畜を襲うといった事例が増加したのだと考えられます(そして、この問題は現代でも引き続き起こっています)。

そこで江戸幕府は農業や山林での生活を生業にする百姓に対して、野生獣への対策に限り、鉄砲の所持と使用を認めたのです。

つまり、**豊臣政権は兵農分離を進めるために百姓**

強者の戦略

から鉄砲を「没収」したのに対し、江戸幕府は条件付きではあるにせよ、その百姓の生活を守るために鉄砲の「所持と使用」を認めたという対比の構造が確認できたのではないかと思います。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A 豊臣政権は百姓から鉄砲を没収し、兵農分離を進めたが、江戸幕府は新田開発により野生獣が農作物や人間・家畜を襲う事例が増加したため、野生獣対策に限り、百姓に鉄砲の所持と使用を認めた。(90字)

<生類憐みの令>

設問B

(2)(3)をふまえると、(4)のような手厚い対応をとるようになった背景として、どのようなことが考えられるか。2行以内で述べよ。

問われているのは、(4)のような手厚い対応をとるようになった背景。条件として(2)(3)を踏まえることが求められています。

まずは資料文(2)を確認していきましょう。

(2) 1675年12月、ある大名の江戸藩邸の門外に、むしろに包んだものが置かれていた。役人が、江戸の事情に詳しい商人に聞くと「それはきっと死んだ乞食を捨てたのでしょ。江戸ではそういうことが時々あるので、捨てさせればよいでしょう」と言ったので、他所へ捨てさせた。

資料文(2)では1675年(=4代将軍徳川家綱の時代)の出来事として、

- ・藩邸の門外にむしろに包んだ死体が置かれていた

- ・江戸では死んだ乞食が時々捨てられることがある
- ・藩邸の役人は死体を他所に捨てさせた

ということが述べられています。一方、同じ藩邸での出来事を記述した資料文(4)を確認していきましょう。

(4) 1696年6月、(2)と同じ藩邸の堀に老女が落ちたのを番人が見つけて、すぐに引きあげた。医師に容体を診察させたところ無事だったので、着替えさせ食事を与え、幕府に報告した。幕府の役人の指示で、その者をできるだけ介抱し、翌日、藩邸の者17人で町奉行所へ出向いて引き渡した。

資料文(4)は1696年(=5代将軍徳川綱吉の時代)の出来事として、藩邸の堀に落ちた老女に対して、藩邸が

- ・番人が見つけて、すぐに引きあげた
- ・医師に容体を診察させ、着替えさせ食事を与え、幕府に報告した
- ・幕府の役人の指示で、できるだけ介抱した
- ・翌日、藩邸の者17人で町奉行所へ出向いて引き渡した

とあり、(2)と打って変わって藩邸が非常に手厚く対応していることを読み取ることができます。では、4代家綱の時代と5代綱吉の時代で、このような違いが生じたのは何故でしょうか。

ちなみに「乞食は死んでいて、老女は生きていたので藩邸の対応に違いが出た」では解答になりません。では何故そう言い切れるのか。その根拠になるのが資料文(3)ということになります。

設問Aでも確認した資料文(3)ですが、そこには、1687年・1689年(5代綱吉の時代)に「野生獣対策に限り鉄砲の所持と使用が認められた」とありました。これを逆に読めば、「野生獣対策以外では鉄砲の所持と使用は認められなかった」ということになります。このように考えれば、資料文(3)は動物の無用な殺生を禁じる政策についての説明、すなわ

強者の戦略

ち「生類憐みの令」を説明した資料と考えることができるのです。

「生類憐みの令」は一般的には「将軍綱吉が犬を大切にすることを命じた, 変わった法令」と紹介されがちですが, 実際には**犬などの動物に対する愛護を命じただけでなく, 当時問題となっていた捨子の保護や禁止も含み, 全ての生類 (=人間も含む全ての生物) への慈愛を求めるといふ, 仏教思想に基づいた政策**であったことは, 受験生であれば理解しておかなければなりません。

このように資料文(3)をふまえると(それが本問の条件でした), 資料文(4)において老女が藩邸によって丁寧に対応された背景が理解できますね(老女が生きていたからだけではない!). **5代将軍綱吉による生類憐みの令の発令により, 無用な殺生を避けるだけでなく, 広く生命を保護し尊重する風潮が広がっていた**からこそ, 藩邸が老女に手厚く対応を施したのです。

以上をまとめて, 解答を作成してみましょう。

【解答例】

B 5代将軍綱吉により生類憐みの令が発令されたことで, 無用な殺生を避け, 広く生命を保護し尊重する風潮が広まっていたこと。(59字)

さて, みなさんの解答はいかがだったでしょうか?

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので, 「これはどうだろうか?」と自分では判断つかないものは必ず, 添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので, どしどし送ってきてくださいね。

それでは, 今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに!!